1.25　財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1.26　その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1.27　郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

1.28　次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1.29　諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百二十三条の規定に従って同委員会の組織を承認すること。

1.30　第百二十三条に規定する関連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員の資格を取り消すこと。

1.31　連合の財政規則を定めること。

1.32　予備基金の管理規則を定めること。

1.33　特別基金の管理規則を定めること。

1.34　特別活動基金の管理規則を定めること。

1.35　任意基金の管理規則を定めること。

1.36　職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.37　福祉基金規則を定めること。

1.38　第百五十三条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39　管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第二条

一般規則第百八条を次のように改める。

第百八条　管理理事会の会期の開催

1　管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出する。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2　管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3　管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。

4　郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

5　削除

第三条

一般規則第百九条を次のように改める。

第百九条　オブザーバー

1　オブザーバー

1.1　郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2　管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3　諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の管理理事会の機関の会合に参加する権利も有する。

2　原則

2.1　管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2　オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3　例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が管理理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。